

令和7年度 なら歴史芸術文化村文化財修復・展示棟ガイドサービス構築業務 委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、なら歴史芸術文化村（以下「文化村」という。）が受託事業者に委託して実施する令和7年度文化財修復・展示棟ガイドサービス構築業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2. 事業目的

文化村は、文化・地域振興に資する地方創生の先駆的拠点として奈良県が運営する多機能複合施設である。その中で、文化財修復・展示棟では、文化財4分野（歴史的建造物、考古遺物、絵画・書跡等、仏像等彫刻）の修復工房を通年で公開し、学芸員と対話しながら修復工房を見学できる修復工房見学ツアーを毎日開催している。展示室では工房で修理した文化財や奈良県内の歴史文化に焦点を当てた企画展示を行っており、また文化財や修理技術をより深く知ることのできる体験型ワークショップも実施している。

本業務は、文化村の文化財修復・展示棟のガイド・解説の充実及び国内外への情報発信の強化をはかるため、来館者・利用者が棟内（主に4分野の文化財修復工房）の案内・解説を、より便利に・わかりやすく楽しむことができる「文化財修復・展示棟ガイドサービス（以下、ガイドサービス。）」をWEBサービスとして開発することで、来館者・利用者施設の魅力を感じてもらうとともに、文化財をはじめ奈良の歴史文化及びその保存・継承の意義等について、より理解・興味関心を深めてもらうことを目的とする。

3. 委託上限金額

9,993,500円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

4. 納期及び納品場所

本業務の納期及び納品場所は次のとおりとする。

(1) 納期 令和8年3月31日（火）

※ただし、ガイドサービスは令和7年12月1日（月）までに稼働させるものとする。

(2) 納入場所 なら歴史芸術文化村 文化財修復・展示棟

5. 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

- (1) 計画・準備
- (2) ガイドサービスの設計
- (3) ガイドサービスの構築
- (4) 次年度以降の拡張機能の検討・提案
- (5) 操作マニュアルの作成
- (6) 打合せ協議

6. 業務詳細

本業務の詳細は次のとおりである。

- (1) 計画・準備

業務実施にあたって、ガイドサービス構築に向けた開発体制、役割分担、作業内容、作業工程等を示した業務実施計画書を契約後2週間以内に作成し、文化村の承認を得るものとする。また、ガイドサービス構築に向けた開発環境の確保等、適切な準備を行うこと。

○業務実施にあたっては、次の点に留意すること。

- ・文化村の修復工房は、修理技術者の通常業務の場であることを踏まえ、本業務内において修復工房の撮影等を実施する必要がある場合には、現場の修理技術者の承諾等が必要であり、認められた場合も必要最小限の範囲で実施すること。
- ・文化村の修復工房では、修理中の文化財が存することを踏まえ、本業務内において文化財の撮影等を実施する必要がある場合には、文化財の保存に配慮しなければならないこと、また、文化財所有者の承諾等が必要となること等について認識すること。

(2) ガイドサービスの設計

ガイドサービスの設計として、メインターゲットが10代～70代であることを考慮した上で、ガイドサービスのコンテンツを作成し、構成を決定するとともに、WEBサービスのデザインを作成する。

○ガイドサービスのコンテンツ作成にあたり、必須となる機能等は以下のとおりとする。

	構成要素・機能	内容
1	アクセス方法	WEB上で容易にコンテンツを閲覧及び入手できるようにすること。 (作成するガイドサービスは、ネイティブアプリ(ダウンロード型アプリ)又はWEBアプリとすること。)
2	ダウンロード方法	必要に応じて、WEB上からコンテンツをダウンロードすること。
3	年代の選択	10代以下～70代以上が選択できるようにすること。
4	言語の選択	日本語、英語、中国語、韓国語を選択できるようにすること。
5	ガイド機能 (ガイドコンテンツの制作)	文化村全体、文化財修復・展示棟の各修復工房及び修復工房内で行われている作業について、選択した言語で解説を閲覧できるようにすること。 下記コンテンツ(計6点)を制作するものとする。 ・文化村全体の解説・ガイドコンテンツ ・歴史的建造物修復工房の解説・ガイドコンテンツ ・考古遺物修復工房の解説・ガイドコンテンツ ・仏像等彫刻修復工房の解説・ガイドコンテンツ ・絵画・書跡等修復工房の開設・ガイドコンテンツ ・その他体験型コンテンツ(例:クイズ、ミニゲーム等)
6	音声・動画等視聴機能	上記の解説閲覧時に、文字だけでなく音声や動画などのコンテンツも同時に視聴できるようにすること。
7	地図表示および案内構築機能	文化村施設及び文化財修復・展示棟内の地図をコンテンツ内で表示すること。その地図に、利用者の選択により必要な解説、音声及び動画等が再生できるスポットを表示すること。スポットの選択は、利用者が興味のある場所を自由に選択できるようにすること。
8	撮影・録画の禁止	サービス内での撮影・録画ができないようにすること。
9	データの追加・差し替え機能	展示替え等による展示物の変更に伴い、サービス内の解説の追加、差し替えを文化村職員が行えるようにすること。

○ガイドサービスの設計、コンテンツ作成等にあたっては、次の点に留意すること。

- ・本業務で構築するガイドサービスのタイトルについて、デザインも考慮した上で、事業目的・趣旨にふさわしいタイトルを1以上提案すること。
- ・文化村における既存のコンテンツ（館内で放映している映像、掲示しているパネル等）や、解説サービス（学芸員による修復工房見学ツアー）とは異なる事業効果を得られ、来館者・利用者の興味関心を深めるコンテンツを制作すること。

（3）ガイドサービスの構築

「（2）ガイドサービスの設計」を基に構築する。

- ① ガイドサービスをクラウド上に構築し、提供すること。クラウドの使用期間は令和7年12月1日～令和8年3月31日までとし、必要経費の一切を委託料に含む。
- ② 構築にあたり、UX（ユーザーエクスペリエンス）/UI（ユーザーインターフェース）デザイナーによるUX/UIに関する監修を受けること。
- ③ ガイドサービス構築にあたっての注意事項
ガイドサービス構築においては、次の要件を遵守するものとする。
 - ・スマートフォンでの利用を主な形態とし、スマートフォンファーストとしたレスポンシブデザインにすること。また、異なるOSやブラウザでも問題なく動作するように構築すること。
 - ・PCのOS、ブラウザ等の機種やバージョンが異なる場合の閲覧原則として、Safari3.0以上、Google Chrome2.0以上、Opera最新版、Microsoft Edge最新版で支障なく利用できること。
 - ・ネイティブアプリ（ダウンロード型アプリ）を開発する場合
AndroidおよびiOSの双方からダウンロードできるようにすること。
 - ・次年度以降のコンテンツの追加やリニューアルの際等に参考にできるよう、ガイドサービスのアクセス解析機能（各ページのアクセス回数、アクセス元、検索キーワード等を確認できる機能等）を県の管理画面等に設けること。
 - ・ウイルス対策ソフト・OSは常に最新の状態に保つこと。また、業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。
 - ・WAF（Web Application Firewall）IPS（Intrusion Prevention System）及びIDS（Intrusion Detection System）等の機能を導入すること
 - ・ハードウェア・ソフトウェアの障害や本サイトに対するサイバー攻撃に対して即座に復旧・対策できる体制を整えること。
 - ・障害やサイバー攻撃発生時はすみやかに奈良県に連絡し、復旧・対策作業を開始すること。
 - ・ガイドサービスのログ管理状況（管理者アカウントアクセス・登録・削除ログ、利用者アカウント登録・削除ログ等）等を確認できること。

（4）次年度以降の拡張機能の検討・提案

次年度以降の拡張機能を検討し、その内容及び大まかな事業費規模を提案すること。

（5）操作マニュアルの作成

ガイドサービスの更新、修正、削除、コンテンツの追加等の作業について、県職員・次年度以降の受託事業者が対応できるように、操作マニュアルを作成し、そのマニュアルに沿って操作研修を文化村に対し、実施すること。なお、研修実施時期については、文化村の指示

に従うこと。

(6) 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり文化村と受託事業者は、打合せ協議を実施する。なお、受託事業者は打ち合わせ録を作成し、文化村の承認を受けた上で提出するものとする。

7. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 本契約の成果物に関する著作権は、著作権法第二十七条（翻訳権、翻案権等）及び第二十八条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に基づく権利も含めて、文化村に帰属するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、成果物にこの契約前から受託事業者又は受託事業者から本件業務の一部を再委託された者（以下「受託事業者等」という。）が著作権を有するもの（以下「受託事業者等著作物」という。）及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該受託事業者等著作物の著作権は、受託事業者等に帰属するものとする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、文化村は、本仕様書「4. 納期及び納入場所」に定めた納期後においても、受託事業者等著作物を、当ガイドサービスを提供する範囲内で自由に使用することができる。また、文化村は受託事業者等著作物について、著作権法第四十七条の三に基づき複製、翻案することができる。
- (4) 文化村は、著作権法第二十条（同一性保持権）第二項第三号又は同項第四号に該当しない場合においても、受託事業者等著作物をその使用のために改変することができる。
- (5) 受託事業者は、本契約の成果物について、著作権法第十七条第一項（作者の権利）の規定による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に協議した場合はこの限りではない。
- (6) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他権利についての交渉・処理は、受託事業者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

8. 貸与資料

文化村が保有する資料について、業務遂行上必要であれば受託事業者に貸与するものとする。受託事業者は文化村の指示に従い、借用書を文化村に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を文化村に返却しなければならない。

9. 成果物の検査・納入

本業務の成果品については、文化村の検査を受けた後、納入するものとする。

※納品場所：なら歴史芸術文化村 文化財修復・展示棟

10. 秘密の遵守等

受託事業者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、文化村の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。文化村より貸与

された資料及び成果品については、受託事業者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

11. その他

(1) 開発環境

- ① 設計・開発等については、受託事業者において開発環境を用意すること。
- ② 本業務を実施するうえで必要となる機材については、現に文化村が所有するもの以外（本業務において使用する各種消耗品を含む。）は、受託事業者において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。

(2) 瑕疵担保責任

- ① 成果物の納入日から起算して1年以内に障害が発生した場合、受託事業者は速やかに原因究明に協力しなければならない。
- ② 上記①により対応した受託事業者は、発生した事態の具体的内容、原因、対処措置等を取りまとめた報告書を作成のうえ、文化村が指定する期日までに提出すること。
- ③ 受託事業者は、上記②により究明した原因を修正するため、必要なプログラム、データ等を納入済みのコンテンツ、開発ドキュメント等へ適用するとともに、正常な稼働が確認できるまで必要な調整を行うこと。

(3) 個人情報についての取り扱い

- ① 本業務にて利用する個人情報については、その必要性を充分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。
- ② 本業務にて利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- ③ 本業務にて利用する個人情報については、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じるとともに、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正が出来るものとする。
- ④ 個人情報については収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
- ⑤ 上記に定めるもの以外については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第19号）等に基づき取り扱うものとする。

(4) 再委託について

原則として、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本業務の作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。なお、本業務に伴う成果物については、受託事業者が最終責任を負うこととし、これが受託事業者と再委託先との契約によって担保されていること。

(5) 公契約条例に関する遵守事項について

受託事業者は、奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

(6) 情報セキュリティに関する遵守事項について

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別添「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(7) その他

本仕様書に記載されていない事項については、文化村の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、文化村と協議すること。

12. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。簡易製本したもの1部及び電子データ一式(USBメモリ)を納入するものとする。また、文化村から修正等の指示があった場合は、速やかに対応すること。

(1) ガイドサービスの提供

(2) ガイドサービス設計書

ガイドサービス作成に関わる以下のドキュメントは、修正、変更、追加、削除、その他の履歴を記録し、次のとおり納めること。

- ・ コンテンツ一覧
- ・ ガイドサービス構成図
- ・ 画面遷移図
- ・ 機能概要設計書
- ・ 機能一覧

(3) 操作マニュアル

(4) 作業報告書

(5) 打合せ協議簿

以上

<別紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。